

横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア居室原状回復工事 特記仕様書

1-1	横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア居室原状回復工事
1-2	横浜市金沢区福浦1-1-1 横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア 2階A号室、2階B号室、2階D号室、2階E号室、3階A号室
1-3	契約締結日から令和6年3月22日まで
1-4	この仕様書は、横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア2階A号室、2階B号室、2階D号室、2階E号室、3階A号室の原状回復工事の適正な施行を図るため、請負者が履行しなければならない工事の仕様を示すものである。
1-5	1-2に記載の居室のテナント退去に伴い、原状回復工事を実施する。
1-6	現場責任者は、建築工事・塗装工事に精通した者とする。
1-7	撤去工事の内容は、次のとおりとする。 (1) 残留物解体・撤去・搬出を実施する。 (2) 水道設備を撤去し、プラグ止めを実施する。 (3) ガス設備を撤去し、プラグ止めを実施する。 (4) 天井内に敷設した配管類の撤去を実施する。 (5) (1)～(4)の運搬処分を実施すること。
1-8	(1) 床の洗浄は、リムーバーを使用し実施する。 (2) タイルカーペットは、撤去し、糊付けした個所は洗浄、清掃すること。
1-9	(1) クリーンテックAL、ジョイントテープ、接着材を利用し適正に施工すること。 (2) 壁紙を張替えた後、ソフト巾木を施工すること。
1-10	(1) 鉄扉はケレン及び清掃し、エポキシ系錆止め塗装を実施すること。 (2) 1液ラジカルシリコン系仕上げ塗装を2回すること。 (3) サッシ枠の補修塗装を実施すること。 (4) 塗装に際して、養生等を丁寧に実施すること。
1-11	(1) 床は、機械研磨・清掃を実施し鉄扉はケレン及び清掃し、エポキシ系錆止め塗装を実施すること。

	<p>(2) スーパーウマール等を使用し、下地補修を行い、ユータック油面用プライマーを塗布し、ユータックE30Nで中塗り及び上塗りを実施すること。</p>
<p>1-12 各所復旧 工事</p>	<p>(1) 天井石膏ボードの剥がれているところ等は、張替えを実施すること。 (2) 蛍光灯器具は、清掃し新品の蛍光管に交換すること。 (3) ブラインド等は、クリーニングをすること。 (4) エアコンの室内機は、フィルター等の清掃をすること。</p>
<p>1-13 適用範囲</p>	<p>現場の施工に際し、下記の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。</p>
<p>1-14 疑義</p>	<p>本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は(公財)横浜企業経営支援財団(甲)と協議を行い指示に従うこと。 また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。</p>
<p>1-15 現場の施工</p>	<p>施行は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。</p>
	<p>1 施工</p> <p>(1) 本工事は、テナントの入居者に、騒音・振動・臭気等の影響を及ぼさないように施工すること。 (2) 横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア利用者の状況を勘案して、施工計画を作成し、工事工程に従い安全に工事を実施すること。 (3) 共用部等は、床・エレベーター等の養生を行い建物等を損傷させないように行うこと。</p>
	<p>2 安全管理</p> <p>(1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。 (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。 (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。 (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。</p>

- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
 - (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。
 - (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
- 3 現場管理
- 整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
また、本工事は施設を運転しながらの工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。
- 4 仮設
- 本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。
- 5 発生材の処理
- 発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- 6 復旧
- 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 7 工事終了後の措置
- 工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
- 8 その他
- (1) 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。
 - (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
 - (3) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。